

【資料1】 35人学級の対応に係る区側提案（経常）に対する都側論点メモ

No.	項目		確認事項等	
1	総論		<ul style="list-style-type: none"> 標準区経費の引下げの実施案を提示 標準区経費の引下げの実施手順を説明 	
2		調整率	<ul style="list-style-type: none"> 標準区経費の引き下げにあたって、基本となる調整方法は、「標準行政規模（変更後）÷標準行政規模（変更前）」で求める率（以下、調整率）を各経費に乗じる、という理解でよいか 	
3			<ul style="list-style-type: none"> 調整率について、有効桁数をどうするか 	
4			<ul style="list-style-type: none"> 現在の標準区経費は、百円単位・十円単位・一円単位で四捨五入している経費も多数あり、経費引下げ後も極力同様に処理すべきと考えるが、この点に関する区の見解 	
5	各論	調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定財源、特に国や都の補助金については、実態としても千円単位で交付されることが多い。そのため、財調上も現在百円単位で四捨五入しているものについては、引き下げ後も同様の整理とすべきと考えるが、この点に関する区の見解 	
6			<ul style="list-style-type: none"> 上記について、現行と同様の整理をするとした場合、端数処理により、調整率を乗じた数値と乖離が生じるが、その乖離の調整方法 	
7			<ul style="list-style-type: none"> 具体的な内訳がない経費（ex. 学校運営費－需用費－電気料）について、端数処理をどうするか 	
8			<ul style="list-style-type: none"> 積算の内訳がある経費（ex. 結核健康診断費－結核対策委員会委員謝礼）について、どのように引き下げを実施するのか 単価、日数、人数を調整する場合、現在小数点以下の数値を設定していないものについては、同様に処理すべきと考えるが、この点に関する区の見解 	
9			<ul style="list-style-type: none"> 国単価、都予算連動、都補助基準準拠、他費目との共通する単価（給与や旅費等）、その他何らかの資料等から数値を引用している経費については、単純に調整率を乗じるべきではないと考えるが、この点に関する区の見解 	
10			職員数	<ul style="list-style-type: none"> 標準職員数に与える影響
11			固定費 (児童生徒数のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 固定費についての調整方法 固定費について調整を行わない場合、固定費比率が変動する可能性があるが、その点に関する区の見解
12			補正	<ul style="list-style-type: none"> 小学校費「児童数」の密度補正では、準要保護児童数の多少により要保護・準要保護児童就学援助費の割増又は割減の補正を実施しているが、今回の見直しによる本補正への影響に関する区の見解
13			財調協議	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度財調協議において、本提案が合意となった場合、他の児童数に係る提案の標準区への反映方法
14	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度財調協議から令和7年度財調協議の期間について、財調協議の対象とする年度と協議を実施する年度の間で、標準行政規模の人数が異なることとなるが、新規提案等にあたって参照すべき標準行政規模の人数はどちらとするか 			
15	その他		<p>上記を除き、標準区経費の引き下げにあたり、都区間で共通認識を持つべきと考える点や、整理すべき課題</p>	